

平成 30 年 2 月 第 11 回定例役員会議事録

(平成 30 年 2 月 11 日 於 ; 青木平区民館)

出席者 (役員会) : 区長、副区長、第 1 町内会長、第 2 町内会長、会計、理事、監事、各班班長(代理 1 名)

報告事項について

区長より区外及び区内の活動に関して、以下の報告がありました。

1. 富丘地域まちづくり協議会 (都市計画課)

開催日時 : 1 月 16 日 (火) 19 時 00 分 ~ 21 時 00 分 富丘公民館 区長が出席致しました。

2. 富丘地区『福祉ネットワーク部会“見守り活動研修会”』について

開催日時 : 1 月 21 日 (日) 13 時 30 分 ~ 16 時 00 分 青木平参加者 15 名
青木平区の『見守り活動報告』について濱田第 2 町内会長が報告を行いました。

3. 青木平区 177 番地の三叉路に優先路を示すドットラインの新設について

昨年 11 月 30 日(木)に提出した要望案件は完了しました。



4. 中央公園の楠の枝の剪定について

昨年 6 月 30 日 (金) に花と緑と水の課公園緑地係に提出した『中央公園の楠の枝の剪定』については今年の 2 月から剪定作業を始めるとの回答を得ました。剪定作業は既に開始されています。同じく 6 月 30 日に要望した『中央公園のふじ棚の剪定』については既に完了しました。

5. 非会員・空き屋・空き地 (売地) 調査結果について

青木平区 空き家・空き地等の調査結果_Ver3 (最終版)

2018/1/30

1町内	班	班区画数	建築済区画	空区画	会員数	非会員 (定住者)	空家 売家	売地 空地	別荘
	1	46	43	3	23	3	4	3	7
2	51	46	5	21	12	7	5	6	
3	37	35	2	28	3	4	2	6	
4	59	55	4	21	12	13	4	4	
5	64	54	10	26	9	3	10	15	
小計	257	233	24	119	39	31	24	38	

2町内	班	区画数	建築済区画	空区画	会員数	非会員 (定住者)	空家 売家	売地 空地	別荘
	1	75	49	26	26	10	0	26	10
2	42	41	1	28	3	3	1	5	
3	47	43	4	26	10	0	4	5	
4	66	52	14	25	3	2	14	19	
5	46	40	6	26	6	5	6	2	
小計	276	225	51	131	32	10	51	41	

調査集計結果	班区画数	建築済区画	空区画	会員数	非会員 (定住者)	空家 売家	売地 空地	別荘
	533	458	75	250	71	41	75	79

注) 建築済区画と会員数、非会員、空家・売家及び別荘の合計数が等しくないのは複数区画を所有している個人があるため。

今回の調査結果から思いの他空き家が多いことが判明し、建築済み 458 区画の約 1 割近くが空き家となっている実態が明らかになりました。

毎年、継続調査を行い空き家の増加に注意を払いつつ、今後、具体的な空き家対策の検討が必要となります。

◆ 役員会

1. 一斉清掃の出不足金規定の変更について

前回、執行部より提案された、『青木平区運営細則（一斉清掃）第 7 条 2 項』の改定について審議が行われ、執行部提案文の一部を修正し、出席者 19 名中、賛成 18、反対 1 により、役員構成員の 4 分の 3 以上（16 名以上）の賛成により、**執行部提案は承認されました。**

なお、承認された第 7 条 2 項の条文は、平成 30 年 2 月 11 日をもって施行されます。

『青木平区運営細則』（一斉清掃）第 7 条 2 項の改定

廃止	一斉清掃は、原則として会員世帯各 1 名以上参加するものとし、都合によりやむを得ず参加できない場合は、 1,000 円を班に納入する。
承認	一斉清掃は、『美しく、綺麗な青木平』でありたいと思う方々の活動であり、原則として会員世帯各 1 名以上参加するものとし、都合によりやむを得ず参加できない場合は、 班長にその旨を連絡する。

改訂の主旨（補足）

- 1) 本来、出不足金規定は『会員相互の負担義務の公平・平等を前提に、参加出来る人と出来ない人の負担を公平にするために、参加しない人からお金で代償^{だいしょう}してもらう。』ことにあります。
しかし、その実態は『懲罰的』な罰金としての意味合いが加味されて、取り扱われています。
- 2) 仕事の都合で参加出来ない場合や、冠婚葬祭、旅行など家族的な都合、高齢により身体的負担が大きい場合など、このような場合、『負担の公平・平等』と言う名目だけで済ませることができるのか？今後のことも視野に入れ検討が必要な時期と考えます。
- 3) 『一斉清掃』の目的は、区内の清掃・美化活動であり、『美しく、綺麗な青木平』でありたいと思う方々の自発的な活動であるべきです。*『一斉清掃』の原点
- 4) 一方、『いつも参加しない人はどうするのか？』との声も聞かれますが、相手は、『お金を払っているから文句言われる筋合いではない。』と思っているのかもしれませんが。これでは本来の清掃・美化活動の主旨からみても参加しているとは言えません。

そこで、このような方も居ることを前提にしつつも、本来の『一斉清掃』の原点に立ち返り、自発的な区民の環境美化運動としていきましょう。

2. 平成 30 年度 定例総会準備について

- 平成 30 年度定例総会に向け、下記の日程に従い準備進められています。
- 執行部より、『定例総会資料』として第 1 号議案（平成 29 年度 事業報告）、第 2 号議案（平成 30 年度 役員改選候補者名簿）及び第 3 号議案（平成 30 年度 事業計画及び収支予算）案が各役員に配布され、議長より『次回、3 月 11 日の役員会迄に充分検討して頂きたい』とのコメントがありました。
- なお、次回、3 月 11 日の役員会で各議案に関し審議し、承認を頂きます。

《平成 30 年度 定例総会準備スケジュール表》

日 程	曜 日	会 議 体	準 備 作 業 内 容
★ 2月5日	月	執行委員会	定例総会資料の検討、確定 * 収支決算報告は除く 第 1 号議案 平成 29 年度事業報告（案） 第 3 号議案 平成 30 年度事業計画及び収支予算（案）
★ 2月11日	日	役員会	定例総会までのスケジュールの確認、他
3月1日	木	会 計	平成 29 年度収支決算報告書（概算）を区長に提出
3月5日	月	執行委員会	定例総会資料決定 第 1 号議案 平成 29 年度事業報告及び決算報告 * 決算報告は概算 第 2 号議案 平成 30 年度役員改選候補者名簿 第 3 号議案 平成 30 年度事業計画及び収支予算
3月11日	日	18:00～執行部作業	役員会承認用定例総会資料製本作業 25 部
		19:00～役員会	平成 30 年度定例総会議案の承認 ただし決算は概算
4月2日	月	18:00～会計監査	会計監査実施（各通帳の残高証明書準備）
		19:30～執行委員会	定例総会資料の最終チェック 平成 30 年度会議日程案、運営体制案の検討
4月8日	日	9:00～執行部作業	定例総会資料の印刷：福祉会館 280 部印刷 ① 平成 30 年度 定例総会資料 ② 第 2 号議案付属資料 役員選考推薦理由書 ③ 定例総会出欠・議決権行使票
		18:00～執行部・役員	定例総会資料の製本作業 区民館 1F
		19:00～役員会	各班長へ定例総会資料の配布（全戸配布用） 定例総会出欠票配布 回収日：4/20 日（金）迄に回収 回収した『出欠・議決権行使書』を添え、集計表を町内会長へ提出のこと ◆災害時要援護者資料の回収 ◆班長及び役員用『会員名簿』の回収
4月22日	日	14:00～定例総会	平成 30 年度 定例総会開催時間は従来通り
		16:00～役員・防災会	班長・防災委員に関する説明と行事及び会議日程について
		17:00～慰労会	退任役員の慰労会 区民会 1F

	準備資料	完了/未完
1	定例総会資料（議案書）	案 完了
2	出欠票及び議決権行使書	完了
3	総会出席及び議決権行使書集計表	完了
4	総会出席者及び議決権行使集計表 1 町内	完了
5	総会出席者及び議決権行使集計表 2 町内	完了

3. 『班長さんの手引き』作成について

来期（平成 30 年度）の新任役員（班長）の方々の不安の解消に少しでも役立てたいと『班長さんの手引き』を作成し、自治会における班長さんの主なお仕事を一冊のファイルにまとめました。

現役員のみなさんには記載内容の確認をお願い致します。

なお、次回 3 月の役員会でファイルを回収いたしますので、忘れず、ご持参下さい。

4. その他

重大火災事故の未然防止に対する感謝状の授与について

執行部より提案があり、1 月 14 日に発生したぼや火災に対する迅速な対応により、重大な火災事故を未然に防止して頂いた方々に対し、青木平区として感謝状が贈られました。

感謝状受賞者：花井牧恵さん、濱村 悟さん、佐野松男さん、千賀 要さん の 4 名

以上